

若手研究者の自発的な研究活動の実施について

文部科学省発信（令和2年2月12日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ・令和2年12月18日改正）「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に示されるとおり、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外の活動を含む。）を目的に、競争的研究費においてプロジェクト実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクト推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能となっています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

本学においても、当該方針に基づき積極的に若手研究者の自発的研究活動を支援することとし、科研費を含む競争的研究費で雇用される若手研究者について、以下に記す【**手続き**】を経て、自発的な研究活動等を認めることとします。なお、本制度の対象となる若手研究員は「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に定められる条件等を満たす者としてします。なお、各種競争的研究費制度の要項等に別途定めがある場合はこの限りではありません。

【手続き方法】

（1）申請について

若手研究者が自発的な研究活動等を希望する場合、若手研究者の受入れ教員が別紙、「若手研究者の自発的な研究活動等申請書」を研究支援社会連携推進課に提出してください。

（2）申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合（活動内容、期間等）、受入れ教員が速やかに別紙、「若手研究者の自発的な研究活動等変更申請書」を研究支援社会連携推進課に提出してください。

（3）活動報告書の提出について

- ① 活動期間中の各年度終了時（年度終了後、翌月末まで）及び活動期間終了時に、受入れ教員が「若手研究者の自発的な研究活動等活動報告書」を研究支援社会連携推進課に提出してください。

- ② 自発的な研究活動の実施においては、時間・日単位で勤務管理している場合、勤務表とは別に業務従事率を管理する「管理表」を研究支援社会連携推進課に提出してください。

(4) その他

- ① 各種様式は、担当コーディネーターにお問合せください。
- ② 若手研究者が他の外部資金等に応募する場合、申請時に「若手研究者の自発的な研究活動等申請書」の提出が必要です。応募における稟議申請に際し、承認済の該当申請書を添付ください。なお、応募する前に、研究代表者および受入れ教員に相談、了承を得ておいてください。

(5) 本件問い合わせ先

学長室 研究支援社会連携推進課<OIT.Kenkyu@josho.ac.jp>

様式はサイボウズファイル管理に掲載しています

<https://jportal.ofc.josho.ac.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?sp=0&hid=699>

以上